

博多区剣道連盟の皆様

博多区剣道連盟
会長 鬼塚 敏満 公印省略

剣道段位(高三・四・五段)審査会(夏季)の開催について(案内)

- 1 日 時 平成29年 8月 6日(日) 受付 8:00~8:30 審査開始 10:00~
- 2 場 所 福岡市九電記念体育館(福岡市中央区薬院4丁目14-1)
Tel 092-531-6961
- 3 内容詳細 下記内容による (受審資格等は別紙)
- 4 申込締切 平成29年6月25日(日) 事務局(博多区剣道連盟)必着(厳守)
今回は、申込み方法について一部変更しています。(受審料は会計担当へ振込み)
申込書と申込み一覧表及び振込み領収書等を添えて事務局長へ申し込んでください。
詳細は別添の昇段審査申込事務処理の一部変更についてを参照ください。
- 5 申込先 博多区剣道連盟 事務局長 田中健一
住所 博多区東月隈2丁目14-7 (Tel:092-503-2525 携帯:090-8836-4170)
*直接申込みの場合は事前に電話連絡で時間を打合せの上お願いします。
- 6 申込書 ①別添による (申込書は各団体でコピーして頂ますようお願いいたします。)
②記入にあたっては、別添資料(段位審査申込書記入上の注意事項)を参照してください。
・氏名は確実に!特に例題のような氏名の方は注意してください。(例 高と高 広と廣等々)
・全剣連整理番号 現段 取得年月日 受審地 受審場所等の記入漏れが無いようにお願いいたします。(記入漏れ等が生じた場合、事務局では再調査を含め大変時間を要します。)
・女子は2箇所(氏名欄及び申込者欄)とも朱書き(赤)でお願いします。

審査申込料 (受審資格及び審査方法、注意事項は別紙参照)

審査申込料 (受審資格及び審査方法、注意事項は別紙参照)							申込時の金額		
段 位	対 象	入会金	審査料①	年会費②	手数料③	合計	A	B	登録料
三 段	高校生		5,100	2,000	1,000	8,100	8,100		10,800
四 段	一般・大学	(1,000)	7,000	4,000	1,000	12,000	12,000	8,000	17,300
五 段	一般・大学	(1,000)	8,900	4,000	1,000	13,900	13,900	9,900	21,800
再審査の方			1,000	↓	↓	↓			↓ 前述による
				受審対象者(段位)に準じる額					

- 注 ① Aは年会費未納の方の申込時の金額 (平成28年度以前の年会費未納者は入会金が必要です。)
② Bは年会費を納入している方の申込時の金額(例年4月の総会ごろ納入)
③ 登録料は実技及び剣道形、学科合格者のみ別途振込みとなります。(盗難防止のため)
④ 再審者は受審段位の金額(1,000円+(年会費)及び手数料)の合計となる。
⑤ 入会金は、新しく(他県・他支部含む)博多区剣連に入会される方は必要です。

- 7 その他 ① 登録料の支払いは当日指示されます。(個人から剣連へ振込み)
② 木刀及び筆記用具は必ず持参してください。(筆記用具は学科試験で必要です)
③ 70歳(受審日当日現在)以上の方は、登録料が「大学・一般」の半額です。
④ 申込書の様式は「様式第2号」を使用して下さい。
⑤ 学科試験問題集は大幅に変更されています。
(各団体へは平成18年配布済)。申請書及び学科試験問題集は各道場でコピーをお願いします。必要な団体はご連絡ください
⑥ 駐車場はありません。有料駐車場か公共交通機関をご利用ください

問合せ先 (博多区剣道連盟) 博多区東月隈2丁目14-7 事務局長 田中 健一 Tel 092-503-2525
--

(別紙)

- 一. 受審資格 高校三段 …… 二段受有後2年以上修業した者。
(平成27年8月31日以前に取得者)
- 四 段 …… 三段受有後3年以上修業した者。
(平成26年8月31日以前に取得者)
- 五 段 …… 四段受有後4年以上修業した者。
(平成25年8月31日以前に取得者)
- (財)全日本剣道連盟並びに(公社)福岡県剣道連盟段位審査規定による。
- 二. 審査方法 (1) 使用する竹刀は全剣連の「竹刀の基準」を守ること。
(2) 使用する剣道用具は、伝統文化を重んじて着用のこと。
- 三. 注意事項 ※博多区剣道連盟で一括申し込む。(会長および事務局長印ないものは無効となるため)
※申込書は正確に記入すること。
※全剣連番号は必ず記入すること。(合格証書の左下にあります)
※申込書については、指導者は必ず点検の上確認して、指導者印を押印してください。
- 四. 申込方法 (1) 受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加してください。
高齢者の受審者については、特に留意してください。
- 五. 安全対策 (2) 主催者に於いて、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費は(手術、入院費も含めて)自己負担とする。
(3) 受審者は自己負担において、傷害保険に加入すること。
- 六. 特例措置 特例として、次の(1)・(2)のいずれかに該当する受審者は、学科の審査(五段の筆記試験)を免除する。
(1) 審査当日に満年齢70歳以上に達した者。
(2) 五段を受審する者で、社会体育指導員資格(初級)の認定を受けた者。
(社会体育指導員資格(初級)の認定証のコピーを提出のこと。)